



平成19年6月28日

各位

会社名 富士通デバイス株式会社
代表者名 代表取締役社長 和田邦彦
(コード番号7582 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 栗原 利正
TEL (03) 3490 - 6681

親会社等に関する事項について

当社の親会社等に関する事項について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 親会社の商号等

(平成19年3月31日現在)

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合(%)	親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等
富士通株式会社	親会社	66.7	株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社大阪証券取引所 市場第一部 株式会社名古屋証券取引所 市場第一部 フランクフルト、ロンドン、スイス

2. 親会社の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社との関係

富士通グループにおける当社の位置付け、親会社や富士通グループ企業との取引関係や人的・資本的關係

当社は、富士通グループにおける電子デバイス製品の国内最大の販社で、グループ製品の国内売上げの相当部分は当社が担っております。

当社のほか、富士通グループ内の電子デバイス製品販社としては株式会社富士通システム・エル・エス・アイがありますが、担当する顧客において当社と棲み分けがなされております。

平成19年4月26日発表の「平成19年3月期 決算短信」の1ページ「企業集団の状況」に記載したとおり、当社は、富士通を含むグループ内のメーカー3社から商品・自社製品用部材を仕入れており、グループ内からの仕入れに基づく売上げの比率は全体の約8割となっています。また、富士通ほかのグループ企業に対する売上げが全体の約5%あり、その内容は、グループ商品・グループ外他社商品・当社自社製品のグループ企業への販売、開発受託及び調達代行となっています。

役員13名のうち、富士通出身者は12名で、このうち兼務・出向の形で富士通に籍を残している者は、非常勤の社外取締役3名と社外監査役2名のみです。また従業員については、792名中グループ会社からの出向者は9名で、経営の意思決定に与る者はありません。

(役員の兼務状況)

平成 19 年 6 月 22 日現在

役職	氏名	親会社での役職	就任理由
非常勤取締役	藤井 滋	経営執行役常務	社外取締役として就任
	野中 誠	電子デバイス事業本部 副本部長	"
	和田 敏雅	電子デバイス事業本部 副本部長	"
非常勤監査役	加藤 和彦	経営執行役常務	社外監査役として就任
	藪内 裕久	常勤監査役	"

(出向者の受入れ状況)

平成 19 年 3 月 31 日現在

部署名	人数	出向元企業	出向者受入れ理由
営業本部	4	富士通(株)	要員不足への対応
	1	富士通コンポーネント(株)*	"
技術本部	2	富士通(株)	中堅開発者の人事交流
	1	富士通(株)	要員不足への対応
富士通マイクロデバイス(株)	1	(株)しなの富士通**	"

* 富士通コンポーネント(株)は、富士通(株)の子会社である。

** (株)しなの富士通は、富士通コンポーネント(株)の子会社である。

富士通グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社や富士通グループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

事業上の制約としては、担当顧客が日本メーカーと一部韓国企業に限定されること、富士通製品と重複する他社商品を取り扱わないこと、があります。仕入先であるグループ各メーカーにとって、当社は、一般の販社と同列の取引相手であり、グループの一員であることを理由として特別に有利または不利な取扱いを受けることはありません。

一方、商品構成が富士通の製品戦略に左右される、メーカー各社による担当顧客の入替えがある、というリスクが存在します。他方で富士通ブランドは、顧客への信頼感や優秀な人材確保の点で当社の活動に大きく寄与しており、貴重な資産になっています。そのほか、富士通が構築した IT 環境や諸制度等のインフラを利用できること、会社の管理業務において様々なサポートを受けられることなどのメリットがあります。

の制約や影響等がある中における、親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、会社の企業価値の最大化を図り顧客と従業員の利益を追求してその満足度を高めることが会社の使命であると認識しており、経営の意思決定はこの基準に沿って行われています。もちろん当社の経営が、親会社の経営戦略・方針及び大口の商品供給者としてのグループ各社の製品戦略に影響されることは当然ですが、それはあくまでも企業価値の最大化等の追求の結果としての意思決定であり、親会社からの具体的な指図や要請に従ってのものではありません。

親会社からの一定の独立性の確保の状況

の考え方に基づき、実際にも親会社からは基本的に独立した活動ができています。たとえば、グループ商品に集中するリスクを避けると同時にグループ商品を補強してより幅広い提案が行えるよう、積極的にグループ外の商品や自社製品の導入・開発を推進しておりますが、このような方針や具体的な活動に対する親会社からの介入はなく、事業活動の独立性が保たれています。また、富士通に籍のある非常勤役員が、親会社として当社をコントロールするという観点から発言したことはなく、当社の立場においての意思決定という基準は遵守されています。

3. 親会社等との取引に関する事項

平成19年4月26日発表の「平成19年3月期 決算短信」の21ページ「関連当事者との取引」をご参照ください。

4. その他

当社は、親会社である富士通株式会社との間で、平成19年8月1日（水）をもって、当社が富士通株式会社の完全子会社となる株式交換を実施することとなり、平成19年6月22日開催の第63回定時株主総会で承認されました。

今後は、富士通グループの一員としてより一体感を深め、グループ内シナジーの追求と営業力強化で顧客サービスを一層向上させ、ビジネスの急速な変化に柔軟に対応できる体制を確保して富士通グループの電子デバイスビジネスの拡大を図ってまいりたいと存じます。

以 上